

国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則（18細則第17号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後	備考
<p>国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則</p> <p>平成18年3月27日 18細則第17号</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割合）</p> <p>第3条 平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割合は、同条第1号から第3号までに掲げる地域にあっては100分の11、第4号に掲げる地域にあっては100分の4とする。</p> <p>附 則 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p><u>（人事交流者の特例）</u></p> <p><u>第3条 給与規程第26条第5項の規定により地域手当を支給される職員のうち、学長が特に認めた者の地域手当の支給割合については、同条同項の規定にかかわらず、学長が別に定める。</u></p> <p>（平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割合）</p> <p>第4条 平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割合は、同条第1号から第3号までに掲げる地域にあっては100分の11、第4号に掲げる地域にあっては100分の4とする。</p> <p>附 則 略</p>	

附 則（19細則第3号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。